

令和 5 年 6 月 16 日

電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令案
に係る意見募集の結果

総務省は、電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令案について、令和 5 年 4 月 20 日から同年 5 月 24 日までの間、意見募集を実施したところ、意見の提出はありませんでした。

1 経緯

総務省では、最近における経済情勢の変動に鑑み、電波監理審議会の審理に出頭を求められた参考人が受ける日当の額の上限を引き上げる必要があることから、電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正するものです。

2 意見募集の結果

本件政令案について、令和 5 年 4 月 20 日から同年 5 月 24 日までの間、意見の募集を行ったところ、意見の提出はありませんでした。

3 政令の施行

上記の政令案に基づき、電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令が本日公布されたところであり、令和 5 年 7 月 1 日から施行されます。

【関係報道資料】

電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令案に係る意見募集（令和 5 年 4 月 19 日）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban01_02000055.html

連絡先：総合通信基盤局総務課

担 当：松田課長補佐、砂川電波審議係長

電 話：03-5253-5829

e-mail：denkansin_atmark_soumu.go.jp

※ スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際は「@」に変更してください。